

## 固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討

## ○「中間とりまとめ」における関連する記述

- ・いつまでにどの程度の固定資産台帳を整備すべきかについては、地方公共団体の規模による違い等も踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。
- ・所有していない固定資産についても、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があることにも留意すべきである。

## ○課題・論点及び整理の考え方

## ①新地方公会計モデルにおける資産の定義

- ・資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。

このうち、①将来の経済的便益とは、市場での売却等による実現可能価値、または将来の経済的便益の割引現在価値として、測定が可能な資源を意味する。他方、②潜在的なサービス提供能力とは、その貨幣的評価は不可能であるが、公共目的への貢献それ自体に存在意義が認められることから、再調達原価等による計算擬制（見積り）をもって、公会計上の測定値とすべきものをいう（平成18年5月「新地方公会計制度研究会報告書」）、とされている。

⇒ この資産の定義を踏まえ、固定資産台帳の記載対象範囲について、現行ではすべての固定資産を対象としており、今後もその取扱いを踏襲し、原則として所有するものすべてを対象とする。

## &lt;参考&gt;

「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準部会」という。）における資産の定義

- ・資産とは、過去の事象の結果として、地方公共団体が支配する資源であって、将来の経済的便益またはサービス提供能力が期待されるものをいう。

## ②所有外資産の取扱い

- ・地方公共団体における所有外資産は、国道、一級河川に係る施設、国立公園などがある。所有権が地方公共団体にないのであれば、基本的に記載対象外となると考えられるが、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、

将来的に負担が発生する可能性があるところ。

所有外資産を記載対象とした場合のメリットは、将来負担への財政的な対応の認識、中長期の計画に反映することが可能となることが挙げられる。デメリットとしては、整備に係る地方公共団体の負担増、他組織（所有者）で管理されているものであり、非所有団体でも台帳に記載した場合に生じる混乱、所有者が連結財務書類を整備する対象であった場合には二重計上を生じてしまうことなどが挙げられる。

⇒ 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入が進んでいない現状において、このようなメリット・デメリットがある中では、どのような所有外資産を対象とするのか等を含め所有外資産把握の有用性について課題が多いところであるが、基準部会における論点整理の考え方として、以下の方向で議論されている。

・所有資産に係る早期の台帳整備を優先すべきこと、「将来の経済的便益またはサービス提供能力が期待されるもの」ではあるが「地方公共団体が支配する資源」とは言い難いことから、資産として計上しないこととしてはどうか。

・一方で、自ら資産を所有せず民間事業者等に補助金等を支給して施設整備を委ねる施策を講じる地方公共団体があること、他の公的主体（国・都道府県・市区町村）への負担金の拠出により施設整備を行うとともに後年度の更新等の際にも負担金の拠出が求められる可能性があることから、それらの金額がどの程度あるのかを開示することは有用であると考えられる。

・ただし、台帳整備を想定した個別的な把握は困難であることから、実務の実施可能性を踏まえ、当該年度の補助金等の内訳として、資産形成にあたった補助金等分を行政コスト計算書の附属明細書に表示する。

以上のことから、所有外資産については、固定資産台帳の記載対象とはしないこととする。

### ③所有資産のうち、資産として登録しないものの取扱い

⇒ 新地方公会計モデルでは以下のものは、開始時において資産として登録しないとしている。

ア. 既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの（物品以外）

（イ. 残存価額 50 万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの）

ウ. 表示登記が行われていない法定外公共物

エ. 部落有、財産区有の資産

基本的には、現行の取扱いを踏襲することとするが、物品については、基準部会において「物品は、原則として取得価額が 50 万円以上の場合に資産として計上する。」こととして検討しているため、イ. は除外することとする。このことに伴い、ア. の（物品以外）も除くこととする。なお、金額基準未満のものは資産管理の観点からは登録しても差し支えないものの、財務諸表に計上する資産とそれ以外のものを区分できるようにしておく必要がある。

また、ア. について、償却済のものであっても、将来の更新費用の算定に必要である場合があるため、このような資産については、各地方公共団体の判断により、固定資産台帳に登録又は注記して差し支えないこととする。

#### ○台帳整備の方向性

- 固定資産台帳は、すべての固定資産を1単位（口座）ごとに記帳する台帳であって、原則として、すべての保有固定資産について公正価値をもって評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき継続記録する。
- 開始時において、以下の条件に該当するものは、原則として、資産として登録しない。ただし、①について、将来の更新費用の算定に必要である等の理由により、各地方公共団体で必要とする場合は、登録又は注記して差し支えない。
  - ①既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの
  - ②表示登記が行われていない法定外公共物
  - ③部落有、財産区有の資産